

(制定) 令和 2 年 3 月 3 日

(改定) 令和 6 年 2 月 2 8 日

(改定) 令和 7 年 4 月 1 日

おかやまUDアンバサダー登録・活動に係る留意事項

おかやまUDアンバサダーの登録・活動については、次の各項目をよく読んで十分ご理解いただいた上で行うこととしてください。

1 おかやまUDアンバサダー登録制度について

1 目 的

岡山県が推進する「すべての県民が明るい笑顔で暮らす岡山」を目指して、UD（ユニバーサルデザイン）の考え方や県内における取組事例などをより多くの県民に発信することができる「おかやまUDアンバサダー（魅力発信大使）」を登録し、おかやまUDアンバサダーが最新のUD情報やそれぞれの活動状況を共有することによって、県民主体の活動の輪をさらに広げることを目的とします。

2 名 称

- (1) 「おかやまUDアンバサダー」とは、おかやまユニバーサルデザイン推進指針（平成16年3月制定）に基づき、各種講座やSNSなど様々な場においてより多くの県民にUDの魅力を発信する志を持った者で、別紙「おかやまUDアンバサダー登録者名簿（以下「アンバサダー名簿」といいます。）」に記載された方を指します。
- (2) 「おかやまUDジュニアアンバサダー」とは、アンバサダーのうち18歳未満の方を指します。
- (3) 「受託事業者」とは、県が実施するユニバーサルデザイン協働のパートナー事業を受託する事業者を指します。

(4) 「県等」とは、県及び受託事業者を指します。

2 登録について

1 対象者

- (1) 登録を希望する年度の前の年度において、県等が開催する「おかやまUDアンバサダー養成講座」のうち3回以上受講した方
- (2) 平成18～20年度に県が開催したUDカレッジを受講してUDリーダーの資格を取得し、かつ登録を希望する年度の前の年度において県が指定する更新講座を受講した方

2 登録の方法

- (1) おかやまUDアンバサダーとしての登録を申請する方（以下「申請者」といいます。）は、「おかやまUDアンバサダー登録・更新申請書（様式第1号）」及び「おかやまUDアンバサダー登録（承諾）票（様式第2号）」を受託事業者に提出してください。なお、おかやまUDジュニアアンバサダーの登録の申請に際しては、保護者の同意が必要です。
- (2) 受託事業者は、前項により提出された書類（以下「申請書類」といいます。）を受理したときは、内容について審査し、適当と認めたときはアンバサダー名簿を作成して申請書類とともに知事へ提出します。
- (3) 知事は、前項により提出された申請書類及びアンバサダー名簿の内容を確認の上、適当と認めたときは当該申請者をおかやまUDアンバサダーとして認定し、「おかやまUDアンバサダー登録証（様式第3号）（以下「登録証」といいます。）」を発行し受託事業者に送付します。
- (4) 受託事業者は、知事から送付された登録証を申請者に交付します。

3 登録事項の変更

- (1) おかやまUDアンバサダーは、アンバサダー名簿に記載された内容に変更が生じた場合は、速やかに「おかやまUDアンバサダー登録事項変更届（様式第4号）」により受託事業者へ届け出てください。
- (2) 受託事業者は、おかやまUDアンバサダーから変更の届け出があったときは、アンバサダー名簿の内容を変更した上で知事に報告します。

4 登録の有効期間

おかやまUDアンバサダーの登録有効期間は、知事がおかやまUDアンバサダーとして認定した日が属する年度の3月31日で完了します。ただし、次によりおかやまUDアンバサダーが登録の更新手続きをして、知事がこれを適当と認めたときは、登録の有効期間は1年間延長されます。

例) 令和2年度に認定した場合は・・・令和3年3月31日まで有効

更新手続きをして認められた場合は・・・令和4年3月31日まで有効

5 登録の更新

おかやまUDアンバサダーが登録を更新するときは、県が指定する更新講座を受講し「おかやまUDアンバサダー登録・更新申請書（様式第1号）」を受託事業者に提出してください。

6 登録の辞退

- (1) おかやまUDアンバサダーが登録を辞退しようとするときは、速やかに「おかやまUDアンバサダー登録辞退申請書（様式第5号）」を受託事業者に提出してください。
- (2) 受託事業者は、おかやまUDアンバサダーから登録自体申請書が提出されたとき

は、アンバサダー名簿から当該おかやまUDアンバサダーを削除した上で登録証を回収し、知事に報告します。

7 登録の取消

(1) 知事は、おかやまUDアンバサダーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができます。

- ・「2 登録について」の対象者としての要件を満たさないことが判明した場合
- ・偽りその他不正な手段による登録が判明した場合
- ・おかやまUDアンバサダーとしての責務及び遵守事項に反した場合
- ・県民に不利益を与える等の不当行為、その他おかやまUDアンバサダーとして不適当と認められる事由が判明した場合
- ・その他知事が認める場合

(2) 知事は、上記によりおかやまUDアンバサダーの登録を取り消したときは、受託事業者に登録を取り消した旨を通知します。

(3) 受託事業者は、知事からおかやまUDアンバサダーの登録を取り消した旨の通知を受けたときは、おかやまUDアンバサダー名簿から当該おかやまUDアンバサダーを削除した上で登録証を回収します。

8 再登録

(1) 登録を取り消されたおかやまUDアンバサダーは、登録削除の日から1年間は再登録を申請することができません。なお、知事が特に認めた場合はこの限りではありません。

(2) 知事は、登録取り消しの理由に応じ、再度同様な事態になる恐れがあると考えられる場合は、再登録を認めないことができます。

9 個人情報の取扱

(1) 県等は、登録・活動に際しておかやまUDアンバサダーが提出した書類から知り得た情報（以下「個人情報」といいます。）を岡山県個人情報保護条例に基づいて取り扱うこととし、主に次の目的で利用します。

- ・おかやまUDアンバサダー養成講座の開催案内を送付するため
- ・おかやまUDアンバサダーとして講座での登壇を依頼するため
- ・おかやまUDアンバサダーとしての活動に係る資料を送付するため

(2) 県等は、個人情報のうちおかやまUDアンバサダーが公表することを承諾した登録項目に限り、県ホームページへの掲載等により公表します。

(3) 県等は、アンバサダー名簿の内容を変更したとき又はアンバサダー名簿からおかやまUDアンバサダーを削除したときは、県ホームページへの掲載等についても変更又は削除します。

(4) 県等は、申請書類及び個人情報について、当該アンバサダーに係る登録の有効期間が満了した日から5年間保管した後、適正に処分します。

10 費用負担

知事は、おかやまUDアンバサダーが行う講座やSNSを使った発信等、UDの啓発活動に要する費用を負担しません。

11 おかやまUDアンバサダーの責務

おかやまUDアンバサダーは、講座やSNSを使った発信等、UDの啓発活動を行うに際して、次の各号に掲げる事項を守らなければなりません。

- ・UDの最新情報の収集に努め、自分の思い込みや誤った情報を伝えない
- ・特定の個人・団体・企業等を中傷、攻撃しない
- ・SNS等で画像や動画を使った情報発信を行うときは、事前に承諾を得た上で撮

影し、背景に映り込む人の顔・社屋看板等にも十分配慮する

- ・おかやまUDアンバサダーとして活動するときはもちろん、日常生活においてもUDマインド（優しい想像力）を心がける

1 2 活動状況の徴求等

県等が、おかやまUDアンバサダーが行う講座やSNS等による普及啓発の内容について、おかやまUDアンバサダーに対し活動状況の報告を求め、必要に応じて調査・指導を行うことがあります。

1 3 その他

- （１）おかやまUDアンバサダーとして登録することによって、県等がおかやまUDアンバサダーに対して「おかやまUDアンバサダー養成講座」等への登壇の機会を保證するものではありません。
- （２）上記のほか、必要な事項は知事が別に定めることとします。

(別紙) 第2条、第4条、第5条、第8条、第9条関係

____年度「おかやまUDアンバサダー」登録者名簿

No.	氏 名	住所地の 市町村名	電 話	メールアドレス	認 定 番 号
					取消年月日
(例)	岡山 太郎	岡山市	086-226-74XX	jinken@pref///// .jp	2020-001
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

「おかやまUDアンバサダー」
☐ 登 録
☐ 更 新 申請書

年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

申請者 氏 名 _____

住 所 _____

連絡先 _____

年度において、「おかやまUDアンバサダー」として登録したいので、おかやまUDアンバサダー登録制度実施要領第4条第1項の規定により、必要書類を添付して申請します。

(添付書類)

☐ おかやまUDアンバサダー登録(承諾)票 (様式第2号)

※ 初回申請の際、必ず添付してください。

☐ おかやまUDアンバサダー登録事項変更届 (様式第4号)

※ 更新申請の際、様式第2号の内容に変更がある場合のみ添付してください。

☐ その他書類

- ・ _____
- ・ _____

(様式第2号) 第4条、第5条関係

「おかやまUDアンバサダー」登録（承諾）票

私は、おかやまUDアンバサダー登録制度実施要領の目的及び制度について理解し、おかやまUDアンバサダーとして登録されることを承諾します。

併せて、次の表の「登録項目」欄に記入した項目のうち「情報提供」欄で「可」とした項目について、電話等による問い合わせに対しての情報提供及び県等のホームページへの掲載を承諾します。

年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

申請者（自書） _____

保護者（自書） _____

※18歳未満の場合は、保護者の署名が必要です。

登 録 項 目			情報提供
(よみがな) 氏 名	必須		可 ・ 否
関心の高い 分 野		・ 障害（ 視覚・聴覚・四肢・内部障害） ・ 高齢者 ・ 外国人 ・ 建築 ・ デザイン ・ ピクトグラム ・ メディアUD ・ UDマナー ・ サービス ・ その他（ ）	可 ・ 否
所 属			可 ・ 否
生 年 月 日		年 月 日（ 歳）	情報提供 しません
住 所	必須	〒	※
連 絡 先	必須	（自宅・携帯）	可 ・ 否
メールアドレス	必須		可 ・ 否
ホームページ		（URL）	可 ・ 否
備 考			

※ 氏名について情報提供可の場合に限り、市町村名のみを提供します。

<表>

年度 おかやまUDアンバサダー登録証

岡山 太郎 殿
(認定番号2020-001)
年 月 日 岡山県知事 伊原木 隆太

<裏>

あなたを「おかやまUDアンバサダー」として認定し登録者名簿に登録します。「すべての県民が明るい笑顔で暮らす岡山」を目指し、ユニバーサルデザインの考え方や県内における取組事例などをより多くの県民に発信していただくことで、県民主体の活動の輪が広がることを期待します。
有効期限 年 月 日

「おかやまUDアンバサダー」登録事項変更届

年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

申請者 氏 名 _____

連絡先 _____

「おかやまUDアンバサダー登録（承認）票（様式第2号）」に記載した項目について、次のとおり変更が生じたので、おかやまUDアンバサダー登録制度実施要領第5条第1項の規定により届け出ます。

事 項	変 更 後 の 情 報	情報提供
☐ 氏名（よみがな）	()	可 ・ 否
☐ 関心の高い分野		可 ・ 否
☐ 所属		可 ・ 否
☐ 住所		提供しない
☐ 連絡先（電話）		可 ・ 否
☐ メールアドレス		可 ・ 否
☐ ホームページ		可 ・ 否
☐ その他		

「おかやまUDアンバサダー」登録辞退申請書

年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

申請者 氏 名 _____

連絡先 _____

おかやまUDアンバサダーとしての登録を辞退したいので、おかやまUDアンバサダー登録制度実施要領第8条第1項の規定により申請します。

なお、おかやまUDアンバサダー養成講座開催案内の送付等の今後の取り扱いについては、次のとおり希望します。

1 「おかやまUDアンバサダー養成講座」開催案内の送付について

- ☐ 実施要領に基づき、送付してください。
- ☐ 送付を希望しません。

2 「おかやまUDアンバサダー登録（承認）票」に記載した内容について

- ☐ 実施要領に基づき、一定期間保管した後適正に管理・処分してください。
- ☐ ただちに個人情報を適正に処分してください。

<注意>

本人又はおかやまUDアンバサダー登録（承認）票（様式第2号）に記載された保護者からの申請のみ受理します。